第1章　健康で生きがいを持って暮らせるまちづくり

「健康快適都市」～誰もが安全・安心に暮らせるまち～

- 健康で生きがいを持って暮らせるまちづくり
  - 1-1　健康
  - 1-2　医療
  - 1-3　児童福祉・次世代育成
  - 1-4　高齢者福祉
  - 1-5　障害者（児）福祉
  - 1-6　低所得者福祉・社会保険
  - 1-7　地域福祉
- 安全・安心で利便性の高いまちづくり
- 環境にやさしいうるおいのあるまちづくり
- 創造的で活力あるまちづくり
- 豊かな心を育み文化の薫るまちづくり
- 自立と協働のまちづくり

KITANAGOYACITY

1−1 健康

1 現状・課題

- 核家族化や地域コミュニティの希薄化が進んでおり、出産・育児に対する不安や戸惑いが大きくなる傾向にあります。
- 思春期※1における健康への取り組みの重要性が高まっており、妊娠、出産、育児の支援体制を充実する必要があります。
- 健康寿命※2の延伸のため、生活習慣病※3予防の取り組みが重要となっています。
- こころの健康の不安を訴える人が増えています。
- 感染症※4予防の強化を図る必要があります。
- 急激な人口の高齢化が進み、生活環境※5や疾病構造※6が変化していく中で、市民一人ひとりが自覚を持って自分の健康維持に努め、健康で自立した生活を営むことができる社会を形成する必要があります。

2 基本方針

市民の健康管理に関する知識と意識を高め、生涯にわたって健康づくりに取り組める環境整備を一層推進することにより、市民一人ひとりが自覚を持って自主的・主体的に生活習慣の改善に努めるような地域社会を形成します。

施策の体系

- 健康
  - 健康づくり支援体制の充実
  - 生活習慣の改善
  - 生活習慣病の予防
  - 母子保健の充実
  - 予防接種と感染症予防

3 主要施策

1 健康づくり支援体制の充実

- 保健サービス施設の機能を拡充します。
- 東・西保健センターの統合整備により、業務の効率化を図ります。

2 生活習慣の改善

- 福祉・医療との連携を図り、総合的な健康づくりの支援体制を強化します。
- メタボリックシンドローム※7（内臓脂肪症候群）対策や喫煙が健康に及ぼす影響などについて啓発活動を強化します。
- 運動習慣を身につけるよう、積極的に市民に啓発していきます。
- 健康・食育※8関連のボランティア団体の育成や活動の支援を図ります。
- ライフステージ※9に合わせた心の健康づくりや 8020 運動※10を推進します。

3 生活習慣病の予防

- 健康相談、健康教育、健康診査などの充実を図ります。
- 生活習慣病の予防に関する正しい知識の普及に努めます。

4 母子保健の充実

- 妊産婦の健康づくり事業や赤ちゃん訪問事業※11を充実し、育児を支援します。
- 食育の啓発に努めます。
- 乳幼児の健診内容の充実に努めるとともに、早期療育指導※12に努めます。
- 不妊検査・治療に対する支援を継続します。
- 歯科保健※13の充実を図ります。
- 思春期保健の充実を図ります。

5 予防接種と感染症予防

- 予防接種の接種率※14を高めるため、知識の普及に努めます。
- 感染症を予防するため、情報の提供や知識の普及に努めます。

用語解説

※1 思春期	子どもから大人へかわっていく時期、8～9歳頃から17～18歳頃までの期間のこと。
※2 健康寿命	一人ひとりが生きている長さの中で、元気で活動的に暮らすことができる長さのこと。
※3 生活習慣病	特に食生活、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの習慣が、発病や病気の進行に深く関与している病気。脳卒中、がん、心臓病、糖尿病、高血圧、高脂血症などがある。
※4 感染症	寄生虫、細菌、真菌などの病原性微生物やウイルス等の病原体が体の中に侵入し感染して増殖し発病する病気の総称。
※5 生活環境	個人の身の回りを取り巻くものや状況。「衣」「食」「住」。
※6 疾病構造	その時代時代で蔓延する病気の種類や特徴のこと。
※7 メタボリックシンドローム	内臓脂肪型の肥満（めやす：腹囲が男性85cm以上、女性90cm以上）に、血清脂質異常、高血糖、高血圧のうち2つ以上を重ね持った状態をいう。
※8 食育	生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識や学習等の取り組みをいう。
※9 ライフステージ	人間の一生を段階的に区分したもの。一般的に、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期に分けられる。
※10 8020 運動	満80歳で20本以上の歯を残そうとする運動のこと。
※11 赤ちゃん訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や母子の心身の状況や養育環境などを把握し、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供につなげる事業。
※12 早期療育指導	乳幼児期から発達の遅れがみられるお子さんに対し、伸びようとする発達過程を援助するかかわりのこと。
※13 歯科保健	むし歯や歯周病など歯や口腔に関する分野。
※14 接種率	予防接種を受けた人数を対象者総数で割った率。

1-2 医療

1 現状・課題

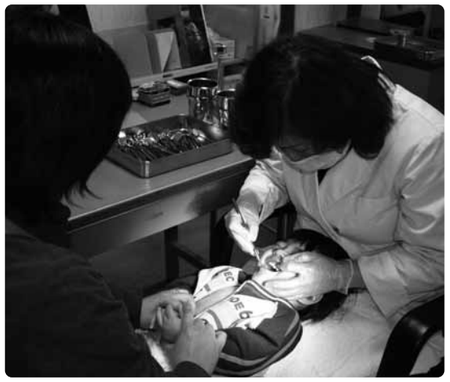

- 市内には、平成19年6月時点で、病院が2か所、一般診療所が46か所、歯科診療所が34か所あり、市民の医療を支えています。
- 休日の救急医療※1は、医師会などの協力により西春日井東部・西部休日急病診療所及び在宅外科当番医制や在宅歯科当番医制により実施しています。
- 第2次救急医療※2では、早期対応など救急医療の充実のために、2市2町で経費を負担して、市内の民間医療施設※3を活用して体制を整えています。
- 第3次救急医療※4は、第2次救急医療機関の後方病院として、県地域保健医療計画に基づき整備されています。
- 市民一人ひとりの日常的な健康管理を支えるかかりつけ医師・薬剤師の普及が課題となっています。

2 基本方針

身近な地域医療施設、休日救急医療体制の充実を図り、市民の健康を支えます。

施策の体系

- 医療
  - かかりつけ医師・薬剤師の普及
  - 救急医療体制の充実

3 主要施策

1 かかりつけ医師・薬剤師の普及

- 日常的な健康管理によって疾病予防や病気の早期発見・早期治療を的確に行うため、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て、かかりつけ医師・薬剤師の普及を図ります。

2 救急医療体制の充実

- 第2次救急医療体制は、広域で推進します。
- 休日の救急医療は、医師会や歯科医師会の協力を得て、充実に努めます。また、休日急病診療所のあり方について検討します。
- 救急医療情報システムにより、適切な医療情報の提供を継続し、第1次、第2次救急医療体制を充実させます。

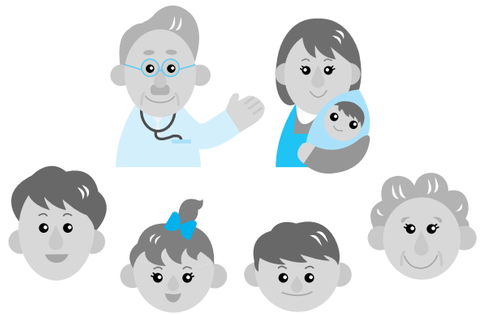

用語解説

※1 救急医療	休日・夜間に外傷や急病になった人や救急車で搬送される傷病者に対する医療。
※2 第2次救急医療	手術や入院を必要とする重傷者に対する救急医療のこと。
※3 民間医療施設	民間の病院や診療所など。
※4 第3次救急医療	第2次救急医療までは対応できない重篤な疾患に対する救急医療のこと。

1-3 児童福祉・次世代育成

1 現状・課題

- 子育てに喜びや楽しさを感じられるようにすることが大切であり、親、家族、地域などが助け合いながら子育てするゆとりある家庭づくりを支援することが必要です。
- 本市の平成17年における合計特殊出生率※1は1.45で、国（1.25）や県（1.30）を上回っているものの、少子化対策として次世代の育成を見据えた取り組みを集中的・総合的に推進することが重要です。
- 子育てに対する経済的負担感を解消するため、仕事と子育ての両立や公的支援の充実が求められます。
- 社会環境の変化により、子育てに関するニーズはますます多様化し拡大することが予想されるため、保育サービスや児童クラブ※2などの充実が期待されるとともに、企業や地域社会の協力が不可欠となっています。
- 施設の老朽化に伴い児童福祉施設の耐震化などの整備を計画的に推進していく必要があります。
- 子育てに対する心理的不安を解消するため、相談体制の充実など子どもが社会の中で健やかに育つ環境づくりが望まれます。
- 核家族化や地域連帯意識の希薄化などを背景として、虐待が社会的な問題となっていることから、母子の孤立を回避するとともに、虐待を早期に発見し、適切かつ迅速に対応するための体制を強化することが重要です。

2 基本方針

次世代を担う子どもと子育て家庭を社会全体で応援する機運を盛り上げ、子どもたちが心身ともに健やかに生まれ育つ環境づくりを進めます。

施策の体系

児童福祉・次世代育成
- 子育て支援
- 子育てと社会参加の両立支援
- 子育てを支えあう地域づくり

3 主要施策

1 子育て支援

- 地域による子育て支援の核となる施設として、また交流の場としての子育て支援センター※3の充実を図ります。
- 子どもの出番・居場所づくりなど、子どもの活動拠点となる児童館の活動を充実させるとともに、子育てボランティアの確保に努めます。
- ひとり親家庭の子育てにかかる経済的負担の軽減などを図るため、世帯状況に応じた助成を継続します。
- 子どもの発達や成長の過程における不安や悩みに対応できる相談体制の充実を図ります。
- 心身障害児通園所※4に児童と保護者が一緒に通園し、子どもが日常生活の基本的動作を習得し、集団生活に適応できるよう、児童デイサービス事業※5などの充実を図ります。

2 子育てと社会参加の両立支援

- 保育園における通常保育を始め一時保育、特定保育、病後児保育の拡充など、多様で柔軟な保育サービスの提供に努めます。
- 保育園の運営と活動の向上をめざし、設備の充実・改善を進めながら、老朽化が進む施設から計画的に多機能型施設※6への建て替えを図ります。
- 児童福祉施設の耐震診断を行い、結果を踏まえたうえで補強工事を実施します。
- 保育園と療育施設が連携して交流機会を拡充し、障害児と健常児が共に生活し育ちあえる統合保育を推進します。
- 就学前の子どもに関する教育、保育などの総合的な育児サービスの提供ができるよう、幼保一体化となる「認定子ども園※7」の取り組みについて研究を進めます。
- 親が安心して仕事と子育てができるよう支援を行うため、放課後児童対策として児童クラブの充実を図ります。
- 子育てに関する講演会を開催するなど、子育て世代の学習機会の充実を図るとともに、親への支援や障害児保育などの多様なニーズに応えるため保育士研修の充実に努めます。

3 子育てを支えあう地域づくり

- 健全な家庭や地域社会を築くことを目的に、ふれあい実践活動や気軽に相談できる子育て支援サポーター※8の養成など、子どもを地域で育てる意識を高めます。
- 児童複合施設において、高齢者など異世代の参加による子育て支援を行うとともに、子育ての大切さを学びながら親同士が交流する場づくりを行います。
- 保育園の園庭を開放し、親子遊びや親同士の交流の場を提供するとともに、地域の親子がより気軽に自由に利用できるように、児童センター※9の建設と児童館の環境整備に努めます。
- 子育てを支えあう地域づくりを推進するため、児童福祉事業運営協議会などを通して、子育てに関わる機関・団体との連携を図ります。
- 児童虐待などに対応するため、相談・指導・保護体制の充実を図りながら、要保護児童対策地域協議会などを通して、医療機関などとのネットワークの強化に努めます。

用語解説

※1	合計特殊出生率	ひとりの女性が一生の間に出産する子どもの平均人数を推定する値で、15歳から49歳までの女性の出生率を合計したもの。人口統計上の指標として将来の人口予測などに用いられている。
※2	児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生の児童に対し、授業の終了後から保護者が迎えに来るまでの間、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図るところ。
※3	子育て支援センター	家庭にいる就学前児童とその保護者が、自由に遊んだり、育児相談等ができるところ。
※4	心身障害児通園所	障害児及びその保護者が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう適切な指導を受けるため、母子で通園するところ。
※5	児童デイサービス事業	障害児及びその保護者が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう適切な指導を行うこと。
※6	多機能型施設	保育園、心身障害児通園所、子育て支援センター及び異世代間の交流などの機能を併せ持つ施設。
※7	認定子ども園	就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能の役割を併せ持つ都道府県に認定された施設。
※8	子育て支援サポーター	子育て家庭の保護者に対して、子育てに対する悩みなどの相談に乗ったり、地域において子育てを支援する補助者のこと。
※9	児童センター	小地域の児童を対象とした現児童館の機能に加えて、児童の体力増進に関する指導機能を併せ持つ児童館。

1-4 高齢者福祉

1 現状・課題

- 団塊の世代※1が高齢期を迎えることにより、超高齢社会※2を念頭に置いた計画づくりが必要となります。
- 高齢者は、地域を支える大きな力ともなることから、活躍する場や機会をつくることが重要となります。
- 介護を必要とする高齢者の増加が予想されることから、介護予防に重点を置いた取り組みが必要です。
- 介護では、日常生活圏内での通所や共同生活など、地域に根ざした体制の確立が求められます。
- 高齢者の尊厳に配慮したケア体制※3づくりを進めるとともに、地域で支えあう支援体制を確立することで、安全・安心な地域づくりを進める必要があります。
- 高齢者が地域社会との関わりを保つため、本人の意思に基づき外出し、活動できる生活環境づくりが求められます。

2 基本方針

高齢者が住みなれた地域で尊厳を保ちながら、心身ともに健康で生きがいや楽しみを持って暮らすことができ、一人ひとりの生活様式に応じた自立した生活を実現します。

施策の体系

高齢者福祉
- 高齢者の社会参加の推進
- 総合的な介護予防体制の充実
- 地域に根ざした介護体制の確立
- 暮らしやすい地域づくり
- 総合福祉センターもえの丘の利用促進

3 主要施策

1 高齢者の社会参加の推進

- 高齢者がその知識と経験を活かして社会参加できるよう、ボランティア活動の場を充実します。
- 老人クラブの加入促進や活動の充実により、クラブ活動の活性化を促します。
- シルバー人材センターの充実や起業支援、就農、再就職など、高齢者の雇用機会の確保に努めます。
- 介護支援シルバーボランティア※4を育成し、活動を支援します。

2 総合的な介護予防体制の充実

- 地域包括支援センターを中心に、介護予防マネジメント※5体制や介護予防ネットワークを充実します。
- 地域で安心して介護サービスが利用できるよう、相談窓口や関係機関の連携を強化します。
- 高齢者の権利擁護の支援や虐待の早期発見・防止のため、地域におけるさまざまな関係者のネットワークづくりに努めます。
- 要支援・要介護となるおそれのある高齢者（特定高齢者）の把握に努め、生活機能の維持・向上を目的とした介護予防を推進します。
- 回想法※6事業、転倒予防教室などの介護予防・認知症予防対策を充実します。
- 地域における回想法の実践を推進し、高齢者の活力を引き出します。

3 地域に根ざした介護体制の確立

- 急増する要支援・要介護者※7に対応できる介護保険サービスの確保に努めます。
- 介護保険サービスや福祉サービスの情報を提供し、利用を促進することにより、在宅生活を支援します。
- 住み慣れた地域で暮らしが継続できるよう、日常生活圏域における地域密着型サービス※8の見込み量を適正に把握します。
- 在宅で介護を行っている家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減します。
- 社会福祉協議会や民生・児童委員との連携を強化し、要援護高齢者※9の安全な暮らしを確保します。
- 要援護高齢者や認知症高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、権利擁護の整備を図ります。

4 暮らしやすい地域づくり

- 公共的施設のバリアフリー※10化を推進します。
- 日常生活に必要な軽易な援助を行い、自立した在宅生活を支援します。
- 高齢者のレクリエーション、趣味活動などで公共的施設の利用を促進するとともに、施設の質的充実に努めます。
- 高齢者が集う施設として、中学校区ごとに高齢者福祉施設を整備します。
- 高齢者福祉に関する情報を定期的に発信します。

5 総合福祉センターもえの丘の利用促進

- もえの丘に指定管理者制度※11を導入し、民間活力による高齢者福祉・地域福祉事業を推進します。
- もえの丘で実施している介護サービスは、民間の能力を活用しサービスを柔軟に提供するため、民間へ移行します。
- もえの丘を拠点とするボランティア活動の活性化を促し、高齢者が安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

用語解説

※1 団塊の世代	第二次世界大戦直後、1947年から1949年にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代。
※2 超高齢社会	65歳以上の人が総人口に占める割合のことを「高齢化率」といい、この「高齢化率」の一段と高い社会を「超高齢社会」と呼ぶ。一般的に「高齢化率」が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」とされる。
※3 ケア体制	施設・住宅を通じた地域における包括的・継続的な介護を実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制。
※4 介護支援シルバーボランティア	元気な高齢者による要介護者を支援するボランティア。
※5 介護予防マネジメント	介護予防を重視したケアマネジメント（利用者ニーズに沿った最適なサービスを、地域資源を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。）をいい、新予防給付（要支援1・2と認定された方を対象とした介護予防サービス）と地域支援事業（要支援・要介護者以外の高齢者の方を対象とした介護予防サービス）を内容とする。
※6 回想法	昔懐かしい生活道具などを用いて、かつて自分が体験したことを語り合ったり、過去のことに思いをめぐらしたりすることにより、脳を活性化させ、いきいきとした自分を取り戻そうとする非薬物療法。
※7 要支援・要介護者	要支援者とは、身体又は精神に障害があるために、日常生活を営むのに支障があり、支援の必要があると見込まれる方をいう。要介護者とは、日常生活における基本的な動作について、常時介護を要する状態の方をいう。
※8 地域密着型サービス	高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活ができるよう創設された介護保険制度上のサービス類型。市町村が事業者の指定や指導・監督を行う。
※9 要援護高齢者	寝たきりや虚弱となって介護や支援を必要とし、自立した生活の継続が困難な65歳以上の人。
※10 バリアフリー	障害のある方が社会生活をしていく上での障害（バリア）を取り除くことをいう。もともと建築用語として使われており、段差の解消など、物理的な障壁の除去のことを指していたが、社会的・心理的な障壁や、情報面・制度面などあらゆる障壁を除去するという意味にも使われるようになっている。
※11 指定管理者制度	それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公共施設の管理・運営を、株式会社を始めとした民間法人などに任せることを認める制度。

1-5 障害者（児）福祉

1 現状・課題

▶障害を持つ人は増加傾向にあり、高齢化や重度化も進んでいます。

▶障害者が社会で活躍するには、ノーマライゼーション※1の理念が広く市民に浸透し、障害者の社会参加機会が均等に図られることが必要です。

▶障害者が、家庭や地域社会、職業に適応するため、社会生活力を高める訓練・生活支援などを充実することが求められます。

2 基本方針

障害を持つ人が他の人々と同等な権利を享受するとともに、社会的な制限を受けることなく、地域の中で自立して、生きがいを持って暮らせる社会を実現します。

施策の体系

障害者（児）福祉
- 情報・コミュニケーションの支援強化
- 障害児の療育・教育体制の充実
- 雇用の拡大と就労支援の推進
- 生活支援の強化と社会参加の促進

3 主要施策

1 情報・コミュニケーションの支援強化

●広報紙やホームページによる情報提供では、分かりやすい紙面づくり・利用しやすい画面づくりに努めるとともに、ボランティアによる広報紙の点字化・音声化を進めます。
●障害者が情報通信技術（ICT）を活用してコミュニケーションが図れるように努めます。
●手話通訳者・要約筆記者の派遣、点訳・音訳の実施やコミュニケーション支援に関わる人材の養成・確保など、コミュニケーション支援活動を充実します。
●聴覚・音声・言語の障害に対応した相談体制を充実します。

2 障害児の療育・教育体制の充実

●心身障害児通園所※2を中心に、早期療育体制を充実します。
●障害児と健常児が共に生活し育ちあえる統合保育を推進します。
●就学指導や教育体制を充実します。
●就学奨励事業などにより、保護者の子育て負担を軽減します。

3 雇用の拡大と就労支援の推進

●障害者の雇用の場を確保するため、市内の企業に働きかけます。
●雇用のきっかけづくりとして、トライアル雇用※3の活用を推進します。
●ジョブコーチ※4による就業面の支援とともに、生活面の支援を実施し、就職後の職場への定着を支援します。
●技術指導、仕事の提供、製品の委託販売など、授産活動の活性化を促します。
●職親委託制度※5の利用促進を図るとともに、登録事業主の拡大に努めます。

4 生活支援の強化と社会参加の促進

●障害者の権利擁護を支援するとともに、福祉サービスの利用支援とあわせ、制度の活用に努めます。
●各種手当を継続し、経済的な自立支援を行います。
●グループホームやケアホームなどの設置を支援するとともに、市内にあるさまざまな社会資源※6を活用できる方法を検討します。
●精神障害者施設は、広域での整備を検討します。
●障害者福祉施設の支援を始めとして、障害者の希望や障害の程度、家庭環境などに応じて選択できる多様な居住の場の確保に努めます。
●相談窓口における専門員の配置、精神保健福祉士、社会福祉士などの適正配置や相談技能の向上に努めます。
●広域のさまざまな社会資源をネットワークで結び、障害者福祉に対する的確な支援施策を協議します。

用語解説

※1 ノーマライゼーション	障害者等社会的な制限を受ける方を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。
※2 心身障害児通園所	障害児及びその保護者が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう適切な指導を受けるため、母子で通園するところ。
※3 トライアル雇用	公共職業安定所（ハローワーク）の紹介によって、特定の労働者を短期間（3か月程度）の試用期間を設けて雇用し、企業側と労働者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まるという制度。
※4 ジョブコーチ	障害者が職場に適応できるよう、必要な指導や職場における対象者の理解促進にかかる支援を行う職場適応援助者のこと。
※5 職親委託制度	事業経営者等を職親として登録し、知的障害者を一定期間（原則1年）預かり、生活指導及び技能習得訓練等を行うことにより、雇用促進と職場定着を高める制度。
※6 社会資源	社会的欲求を充足するさまざまな物資や人材の総称。

1-6 低所得者福祉・社会保険

1 現状・課題

- 生活保護給付世帯は増加しており、適正な保護を図るとともに生活の自立を促す必要があります。
- 生活保護ではないものの、その境界にある世帯の適正な把握と生活の自立に向けた支援が求められます。
- 国民健康保険では、医療技術の高度化などにより年々医療費が増加しており、特定健診・特定保健指導事業の推進により、医療費の削減を図り健全な運営を維持する必要があります。
- 新たに導入される後期高齢者医療※1は、75歳以上の高齢者を対象とした都道府県を単位とする広域事業であり、制度の周知が必要となります。
- 障害者医療を始めとする福祉医療では、時代に対応した医療費の扶助に努める必要があります。
- 国民年金では、運営方法に対する不安から、未納者が一層増える傾向にあるため、制度の理解を促す必要があります。
- 超高齢社会※2に向けて、介護保険の安定した運営を図るには、要介護者を増やさない・重度化させない取り組みと、在宅サービスの拡充などによる給付の効率化が必要です。

2 基本方針

民生・児童委員や社会福祉協議会などとの密接な連携のもとで実態を的確に把握し、低所得者の経済的な自立と生活意欲の助長を図ります。また、生活保護制度、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、福祉医療制度、介護保険制度などの適正な運営に努めます。

施策の体系

低所得者福祉・社会保険
- 低所得者福祉の充実
- 医療保険制度の適正運営
- 福祉医療制度の充実
- 国民年金の加入促進
- 介護保険制度の適正運営

3 主要施策

1 低所得者福祉の充実
- 要保護者の増加に伴い職員体制を充実するとともに、生活実態を把握し、自立のための相談、指導援助を強化します。
- 就労支援事業を適切に運用し、生活保護者の自立を促します。

2 医療保険制度の適正運営
- 国民健康保険では、40歳以上75歳未満の人を対象とする特定健診・特定保健指導事業を関係部署と連携して行います。
- 国民健康保険加入者に対して、制度の理解と健康増進に関する啓発を行うことで、医療費の削減を図り、適正な運営に努めます。
- 75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度の啓発に努めます。

3 福祉医療制度の充実
- 障害者を始めとする福祉医療の助成制度の充実に努めます。

4 国民年金の加入促進
- 国民年金の未加入者に対し、制度の周知に努めます。

5 介護保険制度の適正運営
- 総合的な介護予防体制の充実を図り、介護保険の適正な運営に努めます。
- 介護保険料の確保に努めるとともに、介護保険制度の趣旨を広く市民に周知し、理解を促します。
- 負担能力の低い市民の介護保険料を軽減し、低所得者に配慮した介護保険制度をめざします。

用語解説

※1 後期高齢者医療	医療制度改革の一環として、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度の実現に向け、75歳以上の後期高齢者等を被保険者とする独立した医療保険制度。平成20年4月から始まる。
※2 超高齢社会	65歳以上の人が総人口に占める割合のことを「高齢化率」といい、この「高齢化率」の一段と高い社会を「超高齢社会」と呼ぶ。一般的に「高齢化率」が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」とされる。

1-7 地域福祉

1 現状・課題

▶誰もがいつでも必要なときにサービスが利用でき、住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりを進めることが重要となっています。
▶市民主体による生きがい活動や支えあい活動が盛んに行われるような地域づくりが求められます。
▶地域福祉を進めるうえで、市民や各種団体、行政とともに、社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されます。

2 基本方針

個人や家庭、公的機関などの有機的連携のもと、地域ぐるみの福祉体制づくりを推進し、住み慣れた地域で、互いに支えあいながら共に生きることができる福祉社会づくりをめざします。

施策の体系

地域福祉
- 福祉サービスの周知と利用促進
- 市民相互による連携の強化
- 課題を解決する仕組みの構築
- ボランティア活動の推進
- 活動拠点や支援体制の整備

3 主要施策

1 福祉サービスの周知と利用促進
●役立つ情報を分かりやすく提供します。

2 市民相互による連携の強化
●ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、障害者世帯などを対象にした見守り安心ネット活動※1を推進します。
●市民相互の助け合いを促します。

3 課題を解決する仕組みの構築
●さまざまな福祉サービス・相談に対応する総合窓口を設置します。
●福祉サービスをコーディネート※2する組織や人材を育成します。
●福祉サービスの第三者評価の仕組みを構築します。

4 ボランティア活動の推進
●ボランティアリーダーやボランティアグループを養成します。
●ボランティア団体相互のネットワークを形成し、連携による取り組みを促します。
●ボランティアに参加するきっかけをつくります。

5 活動拠点や支援体制の整備
●社会福祉協議会、各種福祉団体、ボランティア団体などの活動を支援します。
●総合福祉センターもえの丘を拠点に、地域福祉活動・ボランティア活動を展開します。

用語解説
※1 見守り安心ネット活動　概ね民生委員の活動地域を単位として、声かけと安否確認を中心に実施されている日常的な見守り活動。
※2 福祉サービスをコーディネート　各関係機関や福祉団体、ボランティア団体等が行っているサービスや活動を組み合わせること。